

検査又は調査の結果（令和6年度）

那覇産業保安監督事務所

	鉱山名	鉱種	操業状況	改善指摘事項	結果	鉱業権者に関する規制や措置に関する指摘事項に対するポイント
1	A 鉱山	石灰石	稼行	①施行規則第10条（粉じんの処理）の規定による鉱業権者が講ずべき措置について、一部規定（第一項二の二、同項二の三）が保安規程に定められていない。 ②施行規則第20条の4（特定特殊自動車排出ガスの処理）の規定による鉱業権者が講ずべき措置について、保安規程に定められていない。 ③H29年申請の変更施業案に係る現況調査が不十分である。 ④リスク評価基準に基づく評価が実施されていない。	不適	鉱業権者が遵守すべき法令や規則に対する不備や不足しており、適切な対策を講じる必要があること。また、鉱業権者は、これらの問題を解決するために、必要な措置を講じることが求められます。
2	B 鉱山	石灰石	稼行	①重機道において、転落防止措置が不十分な箇所が認められる。 ②碎石プラントにおいて、ふるいのモータ及びベルトコンベアの回転部の保護カバーの一部腐食箇所が認められる。また、通路に物が置かれ、通行の妨げになっている。 ③②に隣接する電気室において、床及び壁の一部に開口部が認められる。 ④②においてベルトコンベアと堆積粉じんととの接触が認められる。 ⑤碎石プラント内及び隣接する事務所のポンペについて、転倒防止措置が不十分である。 ⑥車両系鉱山機械の月時点検において、一部実施記録の確認ができない。	不適	碎石プラントや鉱業における安全管理や設備の維持管理に関する重要な問題で、早急に対策を講じる必要があります。 具体的には、転落防止措置の強化、腐食部分の修理、通路の整理、電気室の安全対策、ポンペの固定、点検記録の整備などが求められ、これにより、労働者の安全を確保し、作業環境を改善することができます。
3	C 鉱山	石灰石	稼行	①施業案で「鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策」中、「鉱山の入口に立入禁止柵を設けて関係者以外の敷地内への立入を禁止する。」としているが、措置がされていない。 ②鉱山道路について、「幅員」及び「縦断こう配」が技術基準省令16条第2項第1号に規定する「安全なもの」を満たしているかを確認すること。	不適	鉱山の安全管理や労働者の保護に関する重要な問題で、鉱業権者はこれらの措置を早急に講じる必要があります。 安全対策の不備は、法的な問題だけでなく、労働者や周囲の人々の生命に関わる重大なリスクを伴います。
4	D 鉱山	石灰石	稼行	①施業案変更時の現況調査が実施されていない。 ②鉱山に従事する鉱山労働者に対する保安教育が実施されていない。 ③鉱山道路の一部が保安規程で定めている勾配（12％）を超えている。 ④施業案では「鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策」中、「鉱山の出入り口には立入禁止柵を設けて関係者以外の立入を禁止する。」としているが、措置がされていない。 ⑤残壁に犬走りがなく、傾斜が基準を超えている。	不適	鉱業における安全管理や労働者の保護に関する重要な問題で、早急に対策を講じる必要があります。 安全対策の不備は、労働者の安全や健康に直接影響を及ぼすため、適切な対応が求められます。
5	E 鉱山	石灰石	稼行	①鉱山に従事する鉱山労働者に対する保安教育が実施されていない。 ②保安を推進するための活動の実施体制、内容及び記録について、始業前ミーティングの概要が記録されていない。	不適	鉱業における安全管理や労働者の教育に関する重要な問題で、早急に対策を講じる必要があります。 安全対策の不備は、労働者の安全や健康に直接影響を及ぼすため、適切な対応が求められます。 具体的には、保安教育の実施や始業前ミーティングの記録を徹底することが重要です。
6	F 鉱山	石灰石	稼行	—	適	
7	G 鉱山	石灰石	稼行	①選鉱場のベルトコンベアの回転部において、鉱山労働者の安全確保のための柵囲いが設置されていない。 ②施業案申請時の現況調査結果が記録されていない。	不適	鉱業における安全管理や施業案の適切な実施に関する重要な問題で、早急に対策を講じる必要があります。 具体的には、ベルトコンベアの回転部に対する安全柵の設置や、現況調査結果の記録を徹底することが求められ、これにより、労働者の安全を確保し、施業計画の適切な実施を促進することができます。
8	H 鉱山	石灰石	稼行	①施業案認可申請時の現況調査結果が記録されていない。 ②保安委員会の議事録が作成及び保存されていない。 ③鉱山に従事する鉱山労働者に対する保安教育が実施されていない。また、記録も保存されていない。 ④車両系鉱山機械の月時点検及び年次点検の記録が保存されていない。 ⑤採掘現場及び鉱山道路の巡視点検の記録が保存されていない。 ⑥作業手順書が作成されていない。	不適	鉱業における安全管理や運営の透明性、労働者の教育に関する重要な問題で、早急に対策を講じる必要があります。 具体的には、記録の作成と保存、保安教育の実施、作業手順書の作成などが求められ、これにより、労働者の安全を確保し、鉱業の運営をより効果的に行うことができます。
9	I 鉱山	石灰石	稼行	—	適	

注：稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
 不適：検査の結果、鉱山保安法令に不適合等である事項が認められたもの。
 適：検査の結果、「不適」以外のもの。

【検査等内容】
 鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか。また、作業環境（粉じん）の管理状況等について立入検査を実施した。

令和6年度の保安検査結果について (要点・整理)

1. 法令遵守等に関する指摘

- ① 施行規則第10条 (粉じんの処理) :
 - ・ 鉱業権者が講じるべき措置の一部が保安規程に定められていない。
- ② 施行規則第20条の4 (特定特殊自動車排出ガスの処理) :
 - ・ 鉱業権者が講じるべき措置が保安規程に定められていない。
- ③ 現況調査の不十分さ:
 - ・ 施業案申請時や変更時の現況調査が実施されていない、または記録が不十分。
- ④ リスク評価基準の未実施:
 - ・ リスク評価基準に基づく評価が実施されていない。
- ⑤ 立入禁止措置の未実施:
 - ・ 施業案で定められた「鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策」が実施されていない。
- ⑥ 犬走りの未設置:
 - ・ 残壁に犬走りがなく、傾斜が基準を超えている。

2. 安全管理に関する指摘

- ① 転落防止措置の不十分さ:
 - ・ 重機道や鉱山道路において、転落防止措置が不十分な箇所が認められる。
- ② 保護カバーの腐食:
 - ・ 砕石プラントのふるいのモータやベルトコンベアの回転部の保護カバーに腐食が見られる。
- ③ 電気室の開口部:
 - ・ 電気室の床や壁に開口部があり、安全性が損なわれている。
- ④ 粉じん管理の不備:
 - ・ ベルトコンベアと堆積粉じんと接触が認められる。
- ⑤ ボンベの転倒防止措置:
 - ・ 砕石プラント内及び事務所のボンベについて、転倒防止措置が不十分。

3. 労働者の教育と記録管理に関する指摘

- ① 保安教育の未実施:
 - ・ 鉱山労働者に対する保安教育が実施されていない、または記録が保存されていない。
- ② 始業前ミーティングの記録不備:
 - ・ 保安活動の実施体制や内容について、始業前ミーティングの概要が記録されていない。
- ③ 議事録の未作成:
 - ・ 保安委員会の議事録が作成及び保存されていない。

4. 設備の維持管理に関する指摘

① 点検記録の不備：

- 車両系鉱山機械の月次点検及び年次点検の記録が保存されていない。

② 巡視点検の記録不備：

- 採掘現場及び鉱山道路の巡視点検の記録が保存されていない。

総括

これらの指摘は、鉱業や砕石プラントにおける安全管理、法令遵守、鉱山労働者の教育、設備の維持管理において問題を解決するためには、以下の対策を講じて頂きたい。

- ① 法令に基づく適切な措置の実施と記録の整備。
- ② 鉱山労働者に対する定期的な保安教育の実施。
- ③ 安全管理体制の強化と透明性の確保。
- ④ 設備の定期点検と保守管理の徹底。

以上。